

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 令和3年2月5日(金) 午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室 (なみき14・15)
- 3 出席者 鯉渕教育長 大場委員 中村委員 森委員 木村委員 四王天委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

令和3年2月5日（金）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
新型コロナウイルス感染症への対応について
体育科、保健体育科の授業における車いすを使用している児童生徒の参加支援に関する研修について
- 3 審議案件
教委第54号議案 横浜市奨学条例施行規則の一部改正について
教委第55号議案 令和2年度横浜市教育委員会表彰に係る被表彰者の決定について
教委第56号議案 令和2年度横浜優秀教員表彰に係る被表彰者の決定について
教委第57号議案 給与の支給の遅延に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について
教委第58号議案 国家賠償請求事件の訴訟上の和解に関する意見の申出について
- 4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

鯉渕教育長

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。本日も新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、マスクを着用しております。

初めに、会議録の承認を行います。12月18日の会議録の署名者は、中村委員と木村委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、1月25日の教育委員会定例会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

小椋教育次長

【一般報告】

1 市会関係

○2/1 本会議（第1日）会期決定

教育次長の小椋です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、2月1日に、本会議第1日目が開催され、会期が決定されました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

○新型コロナウイルス感染症への対応について

○体育科、保健体育科の授業における車いすを使用している児童生徒の参加支援に関する研修について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、こちらは前回の教育委員会定例会から本日までの間についての報告はございません。

次に、報告事項として、この後、所管課から2点報告させていただきます。まず、1点目ですが、新型コロナウイルス感染症への対応について、2点目は、体育科、保健体育科の授業における車いすを使用している児童生徒の参加支援に関する研修について、報告させていただきます。

私からの報告は以上です。

鯉渕教育長

報告が終了しましたが、何か御質問等がございますか。

特になければ、「新型コロナウイルス感染症への対応について」、所管課から御報告いたします。

前田人権健康
教育部長

人権健康教育部長の前田でございます。「新型コロナウイルス感染症への対応について」御報告申し上げます。まず資料の「1 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況」でございます。前回の報告、1月22日17時現在以降の12日間で、教職員の感染者は10人、児童生徒の感染者は51人、感染者が発生した学校は53校となっております。なお、令和3年2月3日現在、令和2年6月1日の学校再開以降の教職員の感染者は86人、児童生徒の感染者は594人、感染者が発生した学校は308校となっております。下のグラフのとおり、令和3年1月12日をピークに陽性者数は減少傾向ですが、日々の報告は続いております。緊急事態宣言が延長されましたので、引き続き感染予防のための取組の徹底を継続してまいりたいと思います。

続きまして「2 学校での新型コロナウイルス感染症に対する取組事例について」でございます。緊急事態宣言が延長される中、学校では感染拡大を防ぎ、感染のリスクを下げながら教育活動を継続していくことが求められています。手洗いやマスクの着用、3密を防ぐなど、具体的な感染対策を含め継続的な取組が進められています。また、各校子供たち自身が感染症予防について正しく理解し、感染源や感染経路を断つことや、体の抵抗力をつけることなど、日常からの自身の行動につながるよう支援しています。

なお、市立学校では感染対策として、相互に情報交換をしながら様々な工夫をしながら取組を行っています。校長会の健康教育部会等から届いた取組例を御紹介いたします。感染拡大を防ぐ取組事例でございます。「消毒では毎日の清掃活動を重視しつつも、例えば教室の床は掃除用シートを活用するなどして、負担を少なくしている」「廊下に除菌シートをしく等、入室の際の対応をしている」「児童生徒が身近な物品はウイルス対策に有効性のある界面活性剤を含む家庭用洗剤を積極的に活用している」「手洗いで登校時や休み時間の終了時など、手を洗うタイミングについて児童会や保健委員が全校に向けて声掛けをしている」「乾燥防止のため、教室にぬれタオルを置いて、保健委員が管理している」などです。継続できる効果のある取組を今後も情報共有してまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

直井学校教育
企画部長

学校教育企画部長の直井でございます。引き続き「3 緊急事態宣言期間延長に伴う市立学校の教育活動について」を説明いたします。

まず、「(1) 感染予防のための取組の徹底の継続について」ですが、神奈川県を含む10都府県に対して緊急事態宣言の適用期間が3月7日まで延長されたことを受け、令和3年1月8日に発出した通知及びガイドラインに基づき、引き続き感染予防のための取組の徹底を継続するよう通知いたしました。1月8日の通知の主な内容ですが、1月25日の教育委員会会議で御報告させていただきましたとおり、ガイドラインの徹底、児童生徒の健康観察、教職員の健康管理及び勤務の取扱い、体育・保健体育、部活動、遠足、集団宿泊の行事、学校での食事における留意事項、学校開放、登下校への配慮について、それぞれの項目の括弧で記載している内容を示しています。

次に「(2) 市立小学校・中学校・義務教育学校の卒業式・入学式について」ですが、現時点では、卒業式・入学式の実施予定日は、緊急事態宣言期間中ではありません。学校・会場の規模や実情に合わせ、ガイドラインを基に十分検討し、感染拡大防止の対策を徹底した上で実施します。主な感染拡大防止の対策ですが、「予行などの事前練習を少なくする」「緊急事態宣言期間中は、室内で児童生徒が近距離で行う合唱、管楽器演奏は実施を見合わせるとしているため、事

前練習の際には十分留意する」。次のページです。「参加者や開催方法、緊急時の連絡方法を検討する」「来賓、在校生、保護者の参加の検討」などでございます。式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮する。祝辞の割愛や時間短縮等をお願いしています。「感染予防に努める」「適切な距離を保ち座席を設定する」「体調不良や風邪のような症状がある者の参加を控える」「歌唱などをできる限り少なくする。大きな声を出さないようにする」「式場内で大きな声で行う『呼びかけ』の実施は見合わせる」「出席者のマスク着用、手洗い・手指消毒や検温、私語を慎む、健康観察等を徹底」「会場の消毒などを行う」などを示しています。

次に「4 ロイロノート・スクールのアカウントの配布と接続確認について」です。まず「(1) 接続確認の目的」ですが、オンラインを使い、学校と家庭がどのくらい接続できるかを各学校が把握し、臨時休業や今後のGIGAスクール構想に向けて備えるために接続確認を実施しました。横浜市教育委員会が作成した「ロイロノート・スクール」を活用した学習動画を学校から家庭に試行配信し、現状の環境下でどのくらい接続できるかを調査しました。「(2) 調査時期」は、令和2年12月4日から令和3年1月7日です。「(3) 調査対象校」は、小学校、中学校、特別支援学校で行いました。「(4) 調査結果」ですが、実際に家庭と学校が接続できた割合は、小学校70%、中学校67%、特別支援学校53%でした。小学校、中学校、特別支援学校を平均すると69%の家庭と学校の間でオンラインの接続ができています。一方で接続確認が難しかった理由には、「家に端末がなく接続の仕方が分からなかった」「保護者が仕事で忙しく、児童だけでは無理だった」などの声がありました。

「(5) 課題と対応策」です。課題としては、家庭と学校が接続できた割合は平均すると69%ですが、各学校間の割合の差は約20%から100%と差が大きく、接続できた割合が50%以下の学校が全体の約1割でした。その一方で、端末が整備されていない中、約7割の家庭と学校が接続できたということは、保護者のオンライン教育に対する興味・関心の高さを示していると考えています。対応策としては、来年度からはICT支援員の訪問回数を拡充する予定ですので、今回、接続できた割合が低かった学校に対しては、十分活用できるよう各方面事務所の学校担当、情報教育担当等とも連携して支援していきたいと考えています。また、当該校の教職員のICT活用指導力を向上させるため、研修等への参加も促していきます。さらに、家庭に対しては、今回初めて約26万人対象の全校調査、短い期間での周知、端末が十分整備されていない中での接続調査だったので、調査の意図やGIGAスクール構想について理解が進むよう、今後は横浜市PTA連絡協議会などとも連携して段階的に周知を図り、情報モラルや情報セキュリティーに関しても学校と家庭が連携して取り組んでいきたいと考えています。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等はございますか。

中村委員

ありがとうございました。3ページの「(5) 課題と対応策」を拝見して思ったことですが、働き方改革の中で様々な調査が現場を忙しくしているという批判もありますけれども、やはりこれから実施していくに当たって実態をきちんと把握することで課題が見えてきますし、その対策も見えてくるということで、大事な調査だったかなと思います。4ページにも書いてありましたが、学校の差が非常に大きいのに驚きました。学校によって子供たちが不利益を受けないように、4ページに書いてあるような支援をぜひ今後継続してほしいと

思います。

それから、1点質問です。いろいろな感染予防のための指導はかなり徹底していると思いますが、子供自身が感染症について理解するという事は、ただ単に「駄目ですよ」、「コロナいじめ防止につながるよ」ということだけではなく、非常に大事な事だと思えますけれども、学校現場でどのような感染症の学習が行われているか、分かりましたら教えてください。以上です。

直井学校教育
企画部長

感染症につきましては、授業の中でも扱うようなことになっておりますので、発達段階に応じて授業の中で保健体育、体育、特別活動等の中で扱っております。ただ、教科書の中に新型コロナウイルスという文言はございませんし、扱いとしては様々な資料を活用したりして、各学校で工夫しながらやってくれているという現状です。

前田人権健康
教育部長

補足させていただきます。今お話があったとおり、授業の中でということで、例えば文部科学省から資料の具体として「新型コロナウイルス感染症の予防」といったリーフレット等も出ています。そういったものを活用したり、加えて、子供たち自身が自らの健康を保持増進していく主体者であるという認識のもと、しっかりと感染リスクを下げていくべく、感染経路を断つとか、自分自身の健康を管理していく、そういったことに目を向けていけるように、保健学習や特別活動の保健指導等の中で学んでいけるように取り組んでおります。

四王天委員

私もロイロ・ノートスクールの接続確認についてお尋ねしたいと思います。7割の御家庭で環境が整って何とかスタートできそうだという報告とともに、まだ3割はスタートラインにつけないという、非常に厳しい状況かなと思います。4月から用意ドンで始まるのに、3割がまだスタートラインにも立てないという状況は非常に厳しいものであると感じております。それで、接続困難要因が主に二つこちらに挙げられておまして、家に端末がないという状況、それと親がいなくてあっても使用できないという二つの理由があるかと思います。その対策が次ページに記されていますが、もう少し二つの要因について対応策を具体的にお聞かせ願えればと思います。

山本教職員育
成課長

教職員育成課長の山本です。今御質問がありました、まず端末がないということに対してですが、各学校に40台の貸出し端末を用意しながら、4月からは児童生徒が1人1台ずつ端末を使えるよう、現在整備をしているところです。今回の調査は、各学校で児童生徒がロイロノート・スクール等を学習の中、または操作の練習をまだしていない状況での調査でしたので、今後4月以降は各自の端末を用いて、各学校でも子供自身が操作の練習または使い方をやっていくことになると考えております。

また、保護者の仕事が忙しくできなかったというところですが、今回感染症の拡大に伴って、調査した時期がちょうど12月から1月という年末年始の時期に重なってしまったこともありまして、なかなか小学校低学年の児童生徒は保護者のサポートがないと今回の接続確認が難しい状況でした。その中でも7割の家庭とつながったということなので、今後は周知をしっかりと本市のPTA連絡協議会等ともやっていきながら、GIGAスクール構想の内容であるとか今後の感染症の対応についてしっかりと周知していきたいと考えております。

鯉渕教育長

ほかに何かありますか。

木村委員

卒業式・入学式のこと、この状況下で安全を考えてガイドラインを示して、そこにのっとなってどうできるかですけれども、これは意見ですが、やはり行事というのは授業以上に子供たちがステップアップするために大事なものだと思いません。その中で、これができないではなくて、この環境下でこういうことができるよとか、こんな工夫をすればこのように楽しめるよということで、児童生徒、教師も含めて今までの式典はこうなんだという既成概念を取っ払って、新たな自分たちが向上するためのものをつくり上げていくことがものすごく大事だと思っています。そして一つのチャンスだと思っています。ですから、ある意味、今は防御一辺倒になっていきますけれども、攻めの防御。こんな形で安全を守っていく、こんなことができるということを工夫できる教育界全体のチャンスだと思えますので、ぜひ横浜市のほうでまた様々なことを試行錯誤して、グッドプラクティス的なものが出るようにやっていければと思います。やはり何のための行事なのかということをしっかり考えて、新たに作っていただければと思います。以上です。

森委員

御報告ありがとうございます。実際に私の子供2人が小学校、中学校に通っていますけれども、緊急事態宣言が発出されて、学校から様々な連絡が来ています。例えば説明会がこうなりますとか校外学習がこうなっていくということです。緊急事態宣言が延長されたらAパターン、延長されなかったらBパターンのように、学校のほうですごく議論されて、保護者、生徒に不安のないようにということで積極的な情報発信をしてくださっていることにまず感謝申し上げます。その中でも、延長されたことによってやめなければいけなかったことや縮小しなければいけなかったことが実際に起きてきていますけれども、それでもできる限り残していこうという姿勢というか、気持ちもすごく伝わってきています。

卒業式・入学式についてですけれども、例えば家族に濃厚接触者がいるですとか、保護者自身が職種によって控えなければいけない方もいると思います。その方々が本当は参加したいけれども参加できないという環境になってしまうかもしれないと危惧しております。そういったときに、例えばオンラインの配信や映像でとか、学校の中で合意形成して挑戦したいとなった場合、技術的な問題や人的な問題でそれができないということにならないように教育委員会事務局として、先ほど木村委員からもありましたが、こんなこともできるよ、こんなことをバックアップするよという積極的な発信を、前回の会議と重なってのコメントになってしまいますけれども、ぜひともお願いしたいと改めて申し上げます。

あと3点目ですけれども、ロイロ・ノートスクールの接続確認について、私自身も子供たちと一緒に、保護者のパソコンを使って試しました。丁寧なマニュアルが表裏複数枚付いて子供たちを経由して届けられて、授業動画を見て、そして見ましたというのを手書きだったりパソコンだったり書いて提出するというような流れでした。実際に家からこんなことができるんだねということ、子供たちと感想を言いながら体験しました。初回の接続確認ということで先ほど御説明もありましたけれども、今後可能性は非常にあるなと感じました。

一つ質問ですが、特別支援学校が53%とありましたけれども、このあたりで何か特別支援学校の保護者における接続確認が難しかった理由を特に聞いていらっしゃるようでしたら教えてください。

山本教職員育成課長

お答えします。特別支援学校に関しましては、障害種または障害種に応じた端末の整備状況といったものが、本当に今回はまちまちで差があるということをお私

たち自身もしっかりと課題として受け止めさせていただきました。盲学校であるとか、ろう学校、肢体不自由、それぞれのお子さんに応じて、やはり今後は誰一人取り残さずにしっかりと学習保障をしていくといった面においては、私どもも今後、特別支援学校ともしっかりと連携を図って、字幕を入れた学習動画の作成であるとか、音声を中心にした学習動画の開発であるとか、そういったこともそれぞれ一人ひとりに応じてしっかり対応していくことが必要であると感じております。今後また特別支援学校とも連携して進めていきたいと考えております。

森委員

ありがとうございます。ぜひそちらに力を入れていただいて、通常の特別支援学校ではない学校においても、非常にその技術の発展や工夫というのが生かされていくと思いますので、引き続きどうぞよろしく申し上げます。

鯉淵教育長

ほかにございますか。

それでは次に、「体育科、保健体育科の授業における車いすを使用している児童生徒の参加支援に関する研修について」、所管課から御報告いたします。

直井学校教育
企画部長

引き続きよろしくお願ひいたします。学校教育企画部長の直井でございます。今ありました車いすを使用している児童生徒の参加支援に関する研修について、御報告させていただきます。所管のほうから説明させていただきます。

関口教育課程
推進室長

教育課程推進室長の関口でございます。「体育科、保健体育科の授業における車いすを使用している児童生徒の参加支援に関する研修について」御報告申し上げます。資料のリード文を御覧ください。本研修は、校内で車いすを使用している児童生徒が在籍する学校を対象として、1月28日に実施いたしました。ねらいは二つです。一つは、体育科、保健体育科の授業参加を中心として自校の課題を発見し、解決について見通しを持つこと、そしてもう一つは、近隣校とのネットワークづくりをすることです。研修の構成は、前半をパネルディスカッション、後半をグループワークとしました。小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、合わせて27校から管理職や教員の皆さん32名が参加し、熱心に情報交換や協議が行われました。

リード文の下、パネルディスカッションの報告を御覧ください。「体育科・保健体育科の授業における、車いすを使用している児童生徒の参加支援の課題と今後に向けて」というテーマで行いました。パネルディスカッションの中で、小学校と中学校の実践報告がありました。小学校の例として、入学時から2年間学級担任を務めている主幹教諭から御報告いただきました。この学校では、当該児童の入学前から何度もケース会議を開き、環境整備や支援員の手配など、受入準備を進めました。入学時からこれまで、ほぼ全ての学習活動に参加できているとのこと。授業の取組の一つとして、ボールゲームの例を紹介してくれました。転がしドッジボールをしていた際に、車いすだと当たりやすいということで、児童自ら車いすではなく足が当たったときにアウトにしてほしいと伝え、他の児童もそれを快く受け入れ、楽しくプレーできたとのこと。教員がルールを決めるのではなく児童同士で決められたことに意味があり、そこに子供たちの成長を感じたとのことでした。

中学校の例としては、学校と大学が連携して取り組んだ3年生の事例を、横浜国立大学の泉教授が紹介してくださいました。この生徒は、入学から2年間、体育分野の授業を見学していました。3年生に進級した最後の1年に大学の研究室が関わり、体育の授業参加を中心にインクルーシブ教育の実践を進め、当該生徒

と周囲の生徒に大きな変容が見られたという報告でした。周囲の生徒に車いすを体験させることをきっかけとして、友達も当該生徒の授業参加を気遣うようになりました。そして、この学校では、体育祭の種目として車いす競争が新たに取り入れられました。当該生徒にとって自信のある車いすレースでしたが、ほかの生徒に負けるという結果になりました。この生徒はこのとき競争に負けて悔しいという感情を初めて持ったようです。このような体育の経験が生徒の心に大きな変化を生みました。本人のみならず生徒の変容は保護者の意識も変えることになりました。さらに周囲の生徒の意識も変わりました。一緒に運動を楽しむためにルールを工夫するなど、全ての生徒にとって貴重な学習機会となりました。この生徒は中学校でのこれらの経験を通して、自分にはできること、できないことがあるという自分の障害を受容することができました。今後の人生において大きな気づきを持って卒業することができました。そのような実践報告でした。ちなみに、この生徒が進学した高等学校の先生からお聞きしたところ、現在この生徒は高等学校で体育の授業に楽しく参加することができているとのことでした。

続いて、裏面を御覧ください。裏面はグループワークの報告です。狙いは「学校のネットワークづくり」です。小グループに分かれ、各学校の情報交換や課題への対応策に関する意見交換などを行いました。グループのファシリテーターは指導主事が務めました。教育長も一つのグループに参加され、教職員の生の声を聞いてくださいました。各グループで様々な内容が話題となっていました。ここでは主に三つの項目に関してお伝えします。一つ目は、体育の授業参加についてです。主な発言としては、本人のペースに合った活動にして、達成感や運動特性を味わうことができるようにすることを重視している。用具やルールを工夫して授業に取り組んでいる。安全面への配慮が最も大切であると考えている。目当ての設定のために、本人のできること、できないことの整理をしたい。一緒に授業に取り組めるように、生徒同士で相談・改善できるようにしていきたいなどの発言がありました。二つ目の学習評価については、各学校が難しさを感じているようでしたが、適切な評価ができるように、評価基準や評価方法などについて校内で検討し、工夫をして取り組んでいる様子が分かりました。三つ目は、連携に関することです。校内では合理的配慮について、教科等を超えて検討すること、小中連携では、児童生徒や保護者の思いを小学校と中学校で共有すること、家庭との連携では、本人、保護者の思いを大切にし、合意形成を図りながら進めていくことなど、それぞれの連携において何を大切にしたらよいかということグループで確認していました。

資料の最後には、研修会でも伝えた「学びのサポートブック 体育科、保健体育科編」に関するお知らせを記載しました。現在、作成中です。来年度初めに学校に発信する予定です。子供一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、一人ひとりが学ぶ楽しさを味わうことができることを目指したサポートブックです。今回話題となった学習評価に関する考え方も掲載する予定です。

資料には掲載しておりませんが、実施後のアンケートから参加者の声を幾つか紹介させてください。事例が分かりやすく、とても参考になりました。集合研修はありがたかったです。他校の先生方や特別支援学校のコーディネーターの先生方とつながりができたことは心強いです。サポートブックが4月以降に発出されると聞き安心しました。学習評価についても示していただけるとありがたいです。グループワークでは教育長から質問を受けて話がさらに深まりましたなど、研修会に参加してよかったという声が多数寄せられています。

小学校、中学校の一般級で車いすを使用する児童生徒が在籍する学校は39校あります。今回の研修会に参加できなかった学校もありますので、研修の報告を教

育課程推進室のホームページに掲載し、情報共有を行う予定です。また、研修でせっかくできたネットワークですので、その後の実践や状況について、また情報交換できる場を設けることができたらと考えております。

報告は以上でございます。

鯉渕教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問はございますか。

木村委員

ありがとうございました。実はこの研修会が終わった後に泉先生が来て振り返りをいろいろやりました。泉先生は私の同僚なのですが、大変喜んでおりました。参加した方は本当に熱心で、なおかつ教育長以下皆さんが来てくれて、大変有意義だったと言っていました。その中で泉先生が言っていたのは、僕もいろいろなところで授業を見るのですが、インクルーシブと称しながら、ただそこにいるだけで終わっている。つまり、やっている教材に没頭したり意義を感じるということがないケースでインクルーシブと言っているのはちょっとおかしいですよということです。本当にそこでどれだけ主体的に、個別最適化とも言われますが、いろいろなところで自分が何をやるか。そのためには、僕も思うのですが、よく何々君のためにとか何とかのためにはではなくて、何々と共にです。ためにではなく、共に学ぶ、楽しむという姿勢が大事かなと思っています。これはどこかで言いましたけれども、世界パラリンピックの教材にI'm possibleとあります。Impossible、不可能のIにアポストロフィを入れると、I'm possible、可能になるわけです。その考え、工夫をどうするかで、ものすごく充実してくると。その中でこういった先生方が集まって教材研究をしたり事例研究をしていくということは、今後も大変意義のあることかなと。

もう一つは、体育の中である程度車いすの子供たちもいますけれども、そうではなくて運動能力の差があるという授業でもまさしく一緒ですよ。共にどう楽しむか、それをどう工夫するか、そこにやはり、これからの体育だけではなくて全ての教育の大事なところがあるのかなと思います。これを通していろいろな子供たちがその場で有能感を持つことがほかにつながっていくと思いますので、ぜひこういった取組を今後もますますやっていただければと思っています。以上です。

鯉渕教育長

ほかに何か御意見・御質問はございますか。

四王天委員

学習評価についてという裏面のところなのですが、私も人事部にいたりして、やはり人の評価の困難さというのは重々感じております。それで、往々にして評価というのは、期末時点での到達レベルに対する総体的な評価というものが大体一般的に行われるのかなと思います。私も障害者雇用の経験がある中で、障害者というのは障害の程度によってスタート時点の自分の持っている能力が大分違うわけです。それと、障害者雇用をする従業員区分というのは、どういう従業員でやるか。パートだとか正社員だとかいろいろあるかと思いますが、それと指導員という方もいて、いわゆる健常者の方です。健常者の方も同じ従業員区分の中で雇うとなったときに、障害者の評価と健常者の評価を変えなければいけないのかというようなジレンマに陥ったことがあります。なぜ障害があるからといって評価を変えなければいけないのか。その辺のところをいろいろ悩んだ結果、私が行き着いた評価方法は、プロセス重視です。スタートラインがみんな違うので、最初のスタートラインからある期末までの間において本人がどれだけ成長できたかという部分を見て、その成長度合いの多い人間は例えばA評価、もうちょっとで

あればB評価というように、ある時点での能力評価ではなくて、成長努力を多くした者に対しては大きな評価を与えようというような考え方にいたしました。なので、もしかしたら到達点は低いかもしれないけれども、本人のもともと持っていたベースの能力からしたらものすごく頑張ったね、努力したね、できることが増えたね、やることが早くなったねとか、そのような点を細かく見ていくような、だから点数では測れないものですが、そのような評価の仕方も一つ考えていただけたら参考になるかなと思ってお話しさせていただきました。以上です。

鯉淵教育長

ほかにいかがでしょうか。

森委員

今の四王天委員のことになるほどなと思いながら聞いておりました。加えて、今御報告を聞いていて非常に心に残ったのが、1ページ目の小学校の、足が当たったときにアウトにしてほしいと伝えることができたということが非常に素晴らしいなと思いました。今言っていたプロセス評価というところで、どれだけ成長したか、できることが増えたかということに加えて、自分で言葉にして一緒にルールを作ることができたみたいなことは非常に大事なことだと思いますので、こういうことを本人が言えたことを先生がちゃんと拾って、こうやって皆さんと共有できたことは素晴らしいなと思った次第です。保護者の意識も変えたということが下のほうに書いてあったのですが、このあたりを少し補足いただいてもいいですか。

関口教育課程
推進室長

本人が自ら積極的にできることに取り組んでいこうという姿勢を保護者も感じて、保護者もそれを応援していきたいという思いに変わっていったということだと思います。

鯉淵教育長

もうちょっと補足すると、このお子さんは、そもそも自分は参加しなくていいという気持ちを持っていて、ずっとそういう扱いを受けてきたし、迷惑をかけるという気持ちを持っていたわけですが、そこをまず崩していく。それに車いす競争が役に立ったわけです。参加してもいいんだというか、一緒にできるんだみたいな。それで、そういう思いというのは保護者も同じだったのですが、子供の姿を見ていて保護者もそうではないという考えに変わっていったというのが紹介されたことではないかと思います。細かくは泉先生に聞かないとあれですけども、とても参考になるお話だったと思います。

木村委員

実は振り返りのときに、僕だけではなくて教科教育の教員などいろいろな話したのですが、やはり体育は誰とでもどんな内容でもできることが大事なのだという話になりました。よくグループワークをしますよね。グループも、どういうグループにするか。ある教員は、トランプを引かせてその場でグループをつくる。それでもしっかり楽しめるようなものに持っていこう。つまり、体育は集まれば誰でもいろいろ工夫できるんだということ。その工夫の楽しみ。そうすると、自分でできなかったものがこのように変わってくるという、そういった変容をどう見るかということもあります。

あと、ちょっと長くなってしまいましたが、評価のところ、教科教育の専門家は、やはり3観点の評価から考えるいろいろな取組ができるだろうということでした。評価・評定をどう捉えるかというところ。ちょっと悪くても評価の中でしっかりした規準があればそれを見て、保護者がこんなところでうちの子は頑張っているのかということ、しっかり目安として示せるというよう

なことも言っていました。僕はただずっと聞いていて振り返りをまとめただけですけれども、いろいろな意味で様々な試みがこれから新たなものを作っていくのかなど。先ほどの新型コロナウイルス感染症の報告のときも言いましたけれども、こうあらなければいけない、Must、Neverというのは安全面であって、これからCan、Possibleでどれだけ可能性を広げられるかが大事だと思います。またいろいろなところで、本当にいい取組だと思いますので、教育長以下みんなが来たというのは本当にみんなが喜んでいましたから、ぜひこれからも期待したいと思います。

森委員

一つ前の、迷惑をかけてしまうのではないかということが非常に、実際に社会に出てからもそういったシーンにはよく当たると思っています。自分がいることによって集団として迷惑をかけてしまうのではないかとか、いないほうがうまくいくのではないかと、みんなが楽しめるのではないかとって身を引いてしまうことがあるのですが、それは本当に残念なことでもあって、でも本人はそうしなくなってしまうというシーンは非常に社会でもあるかと思えます。でも、いないことによって、ないことにされてしまう、それが社会にとって一番の不幸だと思っていて、出会わないと分からないということになってしまうのです。それが本当にインクルーシブというところでは大事で、まずは一緒の場にいるということと、それに加えて、こうやって一緒に楽しむ、没頭するという話が先ほどありましたけれども、大事だなと思えました。いてくれることでみんなも弱さを出せたり、みんなにとっての居心地のよさも作っていくんだということも、今回の研修の報告を聞いて改めて感じました。ありがとうございます。

鯉淵教育長

ほかにいかがでしょうか。

中村委員

ありがとうございました。皆さんがお話しされたように、本当に数値的に何%ということはないかなと言えませんが、学校で一度もクラスの中に障害のある方がいないまま卒業まで過ごした子供たちと、通級にせよ在籍にせよ、そういう障害のある子供たちと一緒に過ごした学級の子供たちというのは、明らかに違います。木村委員が言われたように、何々さんのためにと最初はやっているのですが、そうではなくて、そのうちに怒ったり一緒にけんかしたり、本当に共にというのが育っていくなということをしみじみ思っています。それから、保護者の方も結構厳しい御意見があって、何々さんはこの学校にいる子ではないとまで言われてしまうような方も中にはいますけれども、本当に1年間子供たちの過ごしていく姿を見て、当事者だけでなく周りの保護者の方も変わっていく事例があることを痛感しています。

ただ、それにつけてもやはり環境整備というのがすごく大事です。経験したことなのですが、1年生から5年生まではずっと1階の教室で過ごしていましたけれども、周りの子供たちのことを考えて4階に上げました。エレベーターが設置できなかったために担任がずっと背負って4階まで上がり下りしていたり、子供たちは当たり前のように車いすを運んでくれたりというようなことをしてくれました。あと、トイレの問題が一番困ることがありますので、こういうことを進めていく上で、プリントにもありましたけれども環境整備が本当に大事なことだと思いますから、ぜひ物的にも人的にも支援をお願いしたいと思います。以上です。

鯉淵教育長

ほかに。

大場委員

今、中村委員からお話が出たので、もし数字があったら確認をと思いました。さっき車いすの児童生徒のいる学校が39校と伺いましたが、児童生徒数もほぼそれと同じ数字で、もしデータがあったら、経年変化で車いすを使う児童生徒数は増えているのかなということを頭の中で確認しておきたいなと思いました。もう一つ、今、中村委員が言われた学校の環境整備ということで、エレベーター、トイレ、その他いろいろあると思いますが、この39校では大体エレベーターの設置は完了していると理解していいのでしょうか。

鯉淵教育長

答えられる範囲で答えて、あとは後ほどということ。

佐藤インクルーシブ教育担当部長

インクルーシブ教育担当部長の佐藤でございます。39校よりももう少し多めです。経年のデータは毎年取っております。今は手元にはございませんが、後日ということにさせていただきたいと思っております。車いすの児童生徒の方が入学をこれからするということが一定程度前に分かれば、それに向けた準備を施設部でいただいておりますが、なかなか入学までにぴったり間に合うということにはならないというような実情もございます。それこそ、そういう予定であっても転居したりとかもろもろありますが、考え方としては、そういうことがあっても、いわゆる空振りみたいなことになっても、やはりそういうバリアフリーというのは進めていくべきだと考えていければと思っておりますけれども、いかんせん全ての学校にということ、徐々にということではできませんので、今はそういう状況でございます。

鯉淵教育長

私の知っている範囲で申し上げますと、エレベーターが1億円ぐらいかかります。それと設計と施工で最短で2年です。学校側に既存不適格みたいなものがあると、そちらをどうするのかという話になってしまって、建築確認が下りないこともあります。小学校1年生の入学の場合は、半年前というようなことで相談が来始めたりしますから、小学校1年生、小学校2年生ぐらいまでは抱っことか1階でとか階段昇降機での対応になります。中学校1年生は、小学校にいらっしゃるわけですから、できるだけ早めに動き出すように発破をかけていますが、中学校1年生の問題は本当にその学校に行くかどうか最初にははっきりしないというような課題があります。

ほかに何かございますか。

それでは、議事日程に従いまして審議案件に移ります。まず、会議の非公開について、お諮りします。教委第55号議案「令和2年度横浜市教育委員会表彰に係る被表彰者の決定について」は個人情報を含む案件のため、教委第56号議案「令和2年度横浜優秀教員表彰に係る被表彰者の決定について」は人事案件のため、教委第57号議案「給与の支給の遅延に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」、教委第58号議案「国家賠償請求事件の訴訟上の和解に関する意見の申出について」は議会の審議案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、教委第55号議案から教委第58号議案は非公開といたします。議事日程に従い、教委第54号議案「横浜市奨学条例施行規則の一部改正について」、所管課から御説明いたします。

佐藤インクルーシブ教育担当部長

インクルーシブ教育担当部長の佐藤でございます。教委第54号議案について、所管課長から御説明いたします。

須山学校支援・地域連携課課長

学校支援・地域連携課課長の須山でございます。教委第54号議案「横浜市奨学条例施行規則の一部改正について」を説明いたします。議案資料を1枚おめくりいただきまして、2ページを御覧ください。「提案理由」でございます。より適切に横浜市高等学校奨学生の選考を行えるよう願書提出期限を変更し、新入生等や出身学校の負担軽減を図るため、推薦証明書の添付を不要とするとともに、既に効力を有しない様式を削除するため、横浜市奨学条例施行規則の一部を改正したいので提案します。

次に、改正内容について説明します。議案資料12ページの次に添付しています資料を御覧ください。資料の右上に「教育委員会資料」と記載しているものです。

まず、「1 趣旨」でございます。本市では、修学困難な高等学校の生徒に対し、月額5,000円、年額6万円の返還不要の奨学金を支給しています。2段落目ですが、この奨学金の志願者は、現行では原則4月30日までに願書を提出しなければなりません。また、願書には御家族の収入状況を証明する課税証明書と在籍の高校が作成した推薦調書、さらに志願者が新入生等の場合は出身学校の推薦証明書を添付する必要があります。次に3段落目ですが、これまでは締切の関係から、添付される課税証明書は2年前の収入状況を証明するものでしたが、より適切に奨学生を選考するため、毎年6月初旬頃から取得できる前年の収入状況の課税証明書を添付できるよう、提出期限を変更します。また、新入生や出身校の負担軽減を図るべく推薦証明書の添付を不要とするため規則を改正します。

「2 改正の概要」でございます。提出期限を変更するため、規則第2条第1項の規定中「毎年4月30日または教育長が指定する日」を「教育長が指定する日」に改正いたします。また、出身校の推薦証明書を廃止するため、規則第2条第3項本文と推薦証明書の様式を削除いたします。さらに、過去の規則改正により効力を有していない第6号様式から第11号様式を削除いたします。

「3 意見公募手続」でございます。規則の改正に当たり、意見公募を実施しました。意見の提出期間は、令和2年11月25日から12月24日まででしたが、御意見はございませんでした。意見公募の結果は、令和3年3月25日に公示する予定です。

最後に、「4 施行予定日」ですが、令和3年4月1日を予定しております。説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

鯉淵教育長

所管課からの説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等がございますか。

森委員

御報告ありがとうございます。適切な時期にするということ、あとは簡素化するということ、非常に賛成です。これに限らず、申請主義といいますか、申請しないともらえないとかできないということが往々にしてあると思います。例えば読み込むことができない、整理していろいろな書類を取り寄せることができない方については、現在どのような支援であったりサポートをされているかということをお聞かせください。

| | |
|------------------|--|
| 八巻学校支援・地域連携課担当係長 | <p>学校支援・地域連携課の八巻と申します。こちらの奨学金の事業につきまして、願書を御提出いただいた方につきましては、確かに書類不備もかなりございます。でも、そこは学校を通じて個別に連絡いたしまして、必ず書類を提出していただくよということ、収入状況等の提出を頂いた上で審査をさせていただくということをやっております。ほとんどは学校を通じていろいろ呼びかけをさせていただきますので、どうしても出せないというのはまずありませんが、中には今年だとお一人ぐらいはいらっしやいました。ですから、基本的には、申請していただいた方については皆さん選考をさせていただくということをやらせていただいております。</p> |
| 佐藤インクルーシブ担当部長 | <p>補足で、出した方への対応ということと、出す前の対応ということがあると思っております。やはり一番状況を把握している学校を通じての申請ということにしておりますので、当然、申請主義という形は取っておりますけれども、我々からも学校には、きちんと漏れなくできるようにということでのお願いはしているということ、御理解いただければと思います。</p> |
| 八巻学校支援・地域連携課担当係長 | <p>今の佐藤インクルーシブ担当部長の発言への追加事項ですが、学校へお願いしているということで、毎年3月に翌年度の募集要項を作成させていただいております。そちらの募集要項につきましては、神奈川県下の高等学校には事前に配布させていただくというようなことをやらせていただいております。</p> |
| 森委員 | <p>ありがとうございます。基本的には学校を通して個別のフォローのお願いをしているということだと思っておりますが、今回の奨学金のみならずいろいろな場面でこういうことはあると思っております。学校にまつわる書類は本当に多くて気力が要ります。なので、今回もそうですけれども可能な限り簡素化、場合によっては電子化の併用ですとか、できる限りの楽になるような工夫と、あとはそれでもやはり申請が難しい方、日本語の読み込みを含めて、非常に難しい言葉が多いので、そういうところを易しくすることを含めて、引き続き声掛けもどうぞよろしくお願ひします。</p> |
| 鯉淵教育長 | <p>ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 特になければ、教委第54号議案については、原案のとおり承認いただいでよろしいですか。</p> |
| 各委員 | <p><了 承></p> |
| 鯉淵教育長 | <p>それでは、原案のとおり承認させていただきます。以上で公開案件の審議が終了いたしました。事務局から報告をお願いします。</p> |
| 齊藤総務課長 | <p>1月27日に個人の方2名から、2月2日に1団体から、日の丸・君が代に関する要望書が提出されました。これらの要望書につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様は、内容の御確認をよろしくお願ひします。次回の教育委員会臨時会は、2月18日木曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会定例会は、3月5日金曜日の午前10時から開催する予定です。</p> |
| 鯉淵教育長 | <p>皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会臨時会は、2月18日の木曜日と</p> |

なっています。午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会定例会は、3月5日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知しますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

教委第55号議案「令和2年度横浜市教育委員会表彰に係る被表彰者の決定について」

(原案のとおり承認)

教委第56号議案「令和2年度横浜優秀教員表彰に係る被表彰者の決定について」

(原案のとおり承認)

教委第57号議案「給与の支給の遅延に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」

(原案のとおり承認)

教委第58号議案「国家賠償請求事件の訴訟上の和解に関する意見の申出について」

(原案のとおり承認)

鯉渕教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後0時06分]